

○匝瑳市地域農業経営基盤強化促進計画等策定検討会規則

平成25年 1 月 24 日

規則第 2 号

(設置)

第 1 条 市は、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年 2 月 8 日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン（次条において「人・農地プラン」という。）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）について、必要な事項を検討するため、匝瑳市地域計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、人・農地プラン及び地域計画の審査及び検討について所掌する。

(組織)

第 3 条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体並びに女性農業者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 匝瑳市農業再生協議会
- (2) 匝瑳市農業委員会
- (3) 匝瑳市農業振興会
- (4) ちばみどり農業協同組合
- (5) 集落営農組織
- (6) 農産加工組織
- (7) 土地改良区
- (8) 千葉県海匝農業事務所

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 検討会に会長及び副会長を各1人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、農林水産課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月27日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日規則第21号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月26日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。